

「第3次三重県自殺対策行動計画」(中間案)にかかる意見募集結果について

- 1 実施期間 平成29年12月13日(火)から平成30年1月11日(木)まで
- 2 寄せられたご意見の件数 6人 13件
- 3 ご意見の内容と対応について

【第1章】計画の基本的な考え方

|   | 該当箇所                        | 意見の概要  | 県の考え方   |
|---|-----------------------------|--|---|
| 1 | P2<br>第2次三重県自殺対策行動計画の評価について | ②各取組の評価指標で、D評価(計画改訂時より悪化)が気になります。ここを強化することが必要かと思いますが、具体的にはどんな内容・項目になるのですか。 | 「第2次三重県自殺対策行動計画」の評価指標でD評価であった項目は、「県・市町におけるストレス対処、アルコール、うつに関する研修会の実施数」、「民間団体と連携して自殺対策事業を実施した県・市町数」、「民間団体と県・または市町が連携した自殺対策事業数」です。<br>これらの指標の達成のため、各地域での研修会の実施を進めるとともに、関係機関・民間団体と連携した自殺対策事業の展開ができるよう、関係機関・民間団体とのネットワーク会議を開催し、連携体制の一層の強化を図ります。<br>また、市町で策定される地域自殺対策計画においても、各地域の実情に応じた自殺対策の取組がすすめられるよう支援します。 |

【第2章】自殺の現状

|   | 該当箇所                           | 意見の概要   | 県の考え方   |
|---|--------------------------------|---|---|
| 2 | P13～15<br>5 保健所管轄地域別・市町別の自殺の状況 | 図2-10、図2-11、図2-12について、最新のデータが平成27年ですが、他の第2章、第4章のデータは最新が平成28年です。平成28年まで載せなかった理由はありますか。 | 中間案のパブリックコメント後に、平成28年の人口動態の確定値が公表されたため、ご指摘の図2-10、2-11、2-12及びP57の図4-11について、平成28年の最新のデータに更新をしました。 |

【第4章】今後の取組

|   | 該当箇所             | 意見の概要  | 県の考え方   |
|---|------------------|--|---|
| 3 | P23～26<br>子ども・若者 | 子どもの自殺の背景に「家庭不和」や貧困の問題があることを考えると、心理面のサポートとしてのスクールカウンセラーだけではなく、家庭状況なども含めてアセスメントし、社会資源の利用等を提案できるスクールソーシャルワーカーを多く配置できることが望ましいと考えます。 | ご意見のとおり、子どもを取り巻く環境の問題は複雑に絡み合っており、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー(SSW)の役割は、一層重要なものとなっています。県ではSSWの配置に努めており、平成29年度も1名増員し、10名体制としています。また、拠点となる県立高校にSSWを配置し、近隣の中学校区への巡回を行い、地域の福祉機関等とのネットワークを構築しているところです。併せて、国に対しては、SSWの配置拡充に係る予算の確保について要望を行っています。引き続き、各学校がSSW等と連携できる体制を構築し、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めます。 |

|   | 該当箇所           | 意見の概要   | 県の考え方  |
|---|----------------|---|--|
| 4 | P23<br>子ども・若者  | 全国の自殺した児童生徒が置かれていた状況は、「進路問題」、「家庭不和」、「精神障害」の順で多いと表4-2で明らかとなっておりますが、半数以上(54.9%)という結果でした。対象の背景を調査し現状や課題をとらえていくことが、子ども・若者の自殺対策を効果的で更に推進していく上で重要と感じます。 | 子どもたちの背景や現状の課題を捉えて支援を行うため、県内全中学校区(義務教育学校1校を含む)にスクールカウンセラーを配置し、配置時間の弾力的な運用を推進するとともに、小学校から中学校への途切れのない支援体制を構築しています。また、学校だけでは解決が難しい事案については、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成して、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭と連携し、必要に応じて弁護士等の専門家より助言を得て支援しています。 |
| 5 | P25<br>子ども・若者  | 【1】「SOSの出し方に関する教育の推進」中の「自己肯定感を高める教育」の取組内容に、「市町と共同で実施していく」や「市町への技術支援を行う」等入れてほしい。   | 自他を大切にし、命を大切にする心を育むためには、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高めることや、すべての教職員が児童生徒理解を深め、組織的に対応することが重要です。こうしたことを踏まえ、県教育委員会では命を大切にする教育に係る教職員の指導力向上のため、研修会等を実施しているところです。市町等教育委員会に対しても、児童生徒の実情に応じて、児童生徒理解に基づいた命を大切にする教育を一層推進するよう依頼しています。                      |
| 6 | P27<br>子ども・若者  | 【3】「児童・生徒への支援の充実」の中の「若者支援相談」に「市町(保健センターや要体協)との連携や支援」も内容に入れてほしい。   | 相談内容に応じて、市町や学校など関係機関との連携が必要と認識しています。いただきましたご意見を踏まえ、「関係機関との連携」について追記します。  |
| 7 | P42<br>高齢者層    | 【3】「生きがい・居場所づくり・見守り支援」の「地域支援事業(高齢者の見守りネットワークの支援)」について、地域の見守りでは、民生委員児童委員の役割は大きい。民生委員児童委員の記述を入れてはどうか。(老人クラブ活動を記述していることもあり)                          | 日頃から民生児童委員の方には地域の見守り活動を行っていただいているところであり、また、地域における高齢者の見守りネットワークを構築するためには、民生児童委員や地域のボランティアの方など、地域で生活する多くの方の参加が必要であると考えます。ご意見を参考に内容を修正します。  |
| 8 | P47<br>自殺未遂者支援 | 自殺未遂者数は、自殺完遂者の数とおなじぐらいと聞いている。この未遂者対策をきめ細かなネットワークで未遂者及び身近な方をしっかりサポートしていくことが大事。モデル地域でのケア会議の事例などを示し、個別具体的な対応が、円滑に取り組めるよう、推進を図っていただきたい。               | ご指摘のとおり、自殺未遂者の支援を行うことが自殺予防に大きくつながると考えます。県では、保健所などにおいて、自殺未遂者の事例検討会や地域で未遂者を支援する関係機関会議や研修会などに専門家を派遣し、支援体制の充実を図っているところです。また、自殺対策担当者会議を開催し、各保健所の未遂者支援の取組の情報共有を行い、取組を進めます。   |

|    | 該当箇所                 | 意見の概要   | 県の考え方  |
|----|----------------------|---|--|
| 9  | P49<br>ハイリスク者支援      | 性犯罪・性暴力の被害者支援について、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」が相談できる時間帯は10時～16時に限られており、土日祝も受け付けてもらえない。相談しても留守電対応という状況は、被害者の絶望感を強めるのではないか。また、性暴力被害に遭遇しやすい時間帯は、夜間が多いと思われる。その時に即座に対応できなければ、警察等による証拠能力が低下すると思われるが、24時間対応にできないのか。 | 夜間休日の相談体制については、相談を受ける女性相談員の負担等も考え、必ずしも多くない人員体制下で、継続的に支援を行うことにより、相談支援の質の確保が出来ると考えています。<br>なお、相談時間外に留守電やメールで相談があった場合は、翌開庁日には折り返し連絡を入れています。 |
| 10 | P61<br>地域特性への対応      | 「市町への自殺対策計画策定などへの支援」について、担当所属名に「健康づくり課」や「保健所」も入れていただき支援を充実してほしい   | 「三重県自殺対策情報センター」が主となり支援を行いますが、頂いたご意見を踏まえ、管轄する市町への保健所の支援について追記します。   |
| 11 | P63<br>関係機関・民間団体との連携 | 相談窓口担当者の資質向上研修会では、ネットワークの強化や資質向上とともに、相談窓口担当者のケアなどモチベーションを保つことも配慮していただきたい。   | いただきましたご意見を踏まえ、効果的な人材育成が推進できるよう取り組みます。   |
| 12 | P65<br>自殺対策を担う人材の育成  | 相談窓口対応能力向上研修など、県が最前線の部分のスキルアップに取り組んでいるのは心強いです。  | 引き続き、支援者の効果的なスキルアップが推進できるよう取り組みます。   |

【第5章 計画の推進体制と進行管理】

|    | 該当箇所           | 意見の概要   | 県の考え方  |
|----|----------------|---|--|
| 13 | P70<br>それぞれの役割 | 医療機関の役割として、救急医療機関や精神科医療機関、かかりつけ医、産業医だけでなく、がん患者・難病など慢性疾患患者に携わる医療機関との連携も強化が必要になってくるのではないのでしょうか。疾患の特徴や生活の質への影響、生きづらさを理解することが支援の第1歩となるため、それらを専門とする医療機関とも連携が必要と考えます。 | 「がん患者・難病など慢性疾患患者」の支援については、P52に記載をしているところですが、ご意見を踏まえ、医療機関の役割にも、連携を図ることが重要であることを追加記載します。 |